

建設分野外国人材オンラインセミナー

島根県商工労働部雇用政策課

技能実習制度

建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から7倍以上に増加（1.3万人→9.3万人）
- 在留資格別では技能実習生が最も多く(2019年：6.5万人)、近年増加傾向にある。
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始したところ。

> 建設分野に携わる外国人数

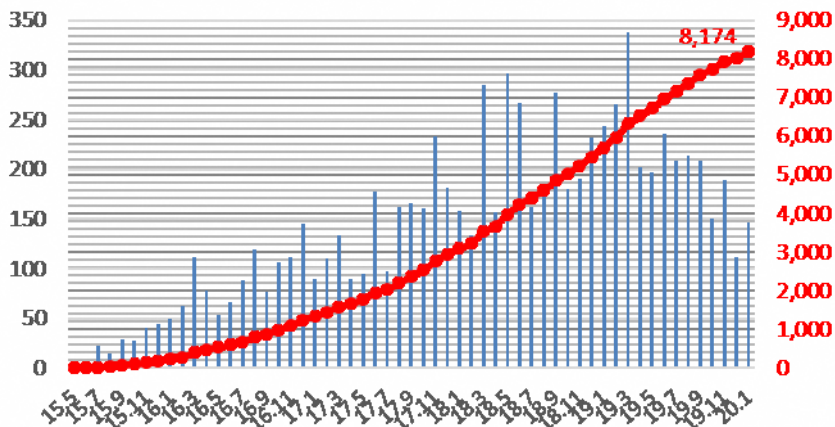
(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2011→2019 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	141.7%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	626.5%
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	856.0%
外国人建設就労者	0	0	0	0	401	1,480	2,983	4,796	5,299	-

※外国人建設就労者は年度末時点（2019年度のみ1月末時点）、その他は10月末時点の人数
出典：外国人建設就労者は国交省調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）

外国人建設就労者の受入状況（2020年1月末時点）

外国人建設就労者の入国月



国籍別の状況

単位：人

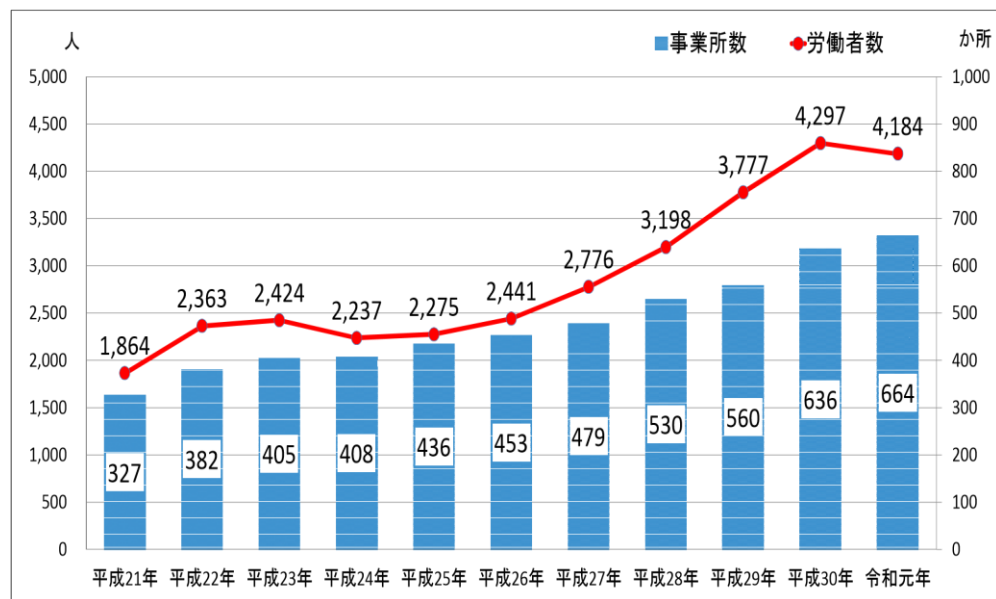
国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	カンボジア	モンゴル	タイ	ネパール	スリランカ	ラオス	キルギス
人数	2,995	1,045	568	470	70	53	47	21	19	5	4	2

職種別の状況

単位：人

職種	とび	鉄筋施工	型枠施工	溶接	建設機械施工	建築大工	左官	内装仕上げ施工	鉄工	塗装	配管	防水施工
人数	1,167	943	688	474	369	322	297	235	164	133	106	103
コンクリート圧送施工	建築板金	タイル張り	熱絶縁施工	サッシ施工	かわらぶき	さく井	表装	石材施工	ウエルポイント施工	冷凍空調和機器施工	建具製作	築炉
	90	47	40	27	20	19	17	14	9	9	4	2

1. 島根県の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移(令和元年10月末)



2. 在留資格別 外国人労働者数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1年	R1年	
						構成比	前年比
合計	2,776	3,198	3,777	4,297	4,184	100.0%	▲ 2.6%
専門的・技術的分野の在留資格	240	262	295	332	334	8.0%	0.6%
特定活動	9	14	15	37	33	0.8%	▲ 10.8%
技能実習	1,191	1,405	1,722	1,934	2,005	47.9%	3.7%
資格外活動	80	96	130	171	218	5.2%	27.5%
身分に基づく在留資格	1,256	1,421	1,615	1,823	1,594	38.1%	▲ 12.6%

3. 国籍別外国人労働者数の推移

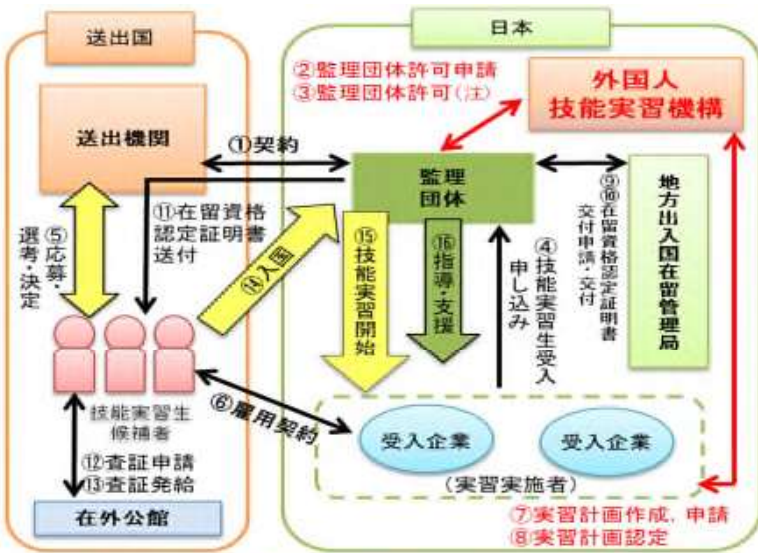
	H27	H28	H29	H30	R1年	R1年	
						構成比	前年比
合計	2,776	3,198	3,777	4,297	4,184	100.0%	▲ 2.6%
中国(香港等を含む)	1,008	978	981	954	797	19.0%	▲ 16.5%
韓国	35	35	41	50	37	0.9%	▲ 26.0%
フィリピン	268	305	336	363	336	8.0%	▲ 7.4%
ベトナム	249	423	653	885	1,181	28.2%	33.4%
インドネシア	82	97	129	126	100	2.4%	▲ 20.6%
ブラジル	825	952	1,109	1,299	1,131	27.0%	▲ 12.9%
G7/8+オーストラリア+ニュージーランド*	140	166	173	178	117	2.8%	▲ 34.3%
その他	169	242	355	442	485	11.6%	9.7%

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約41万人在留している。
※令和元年末時点

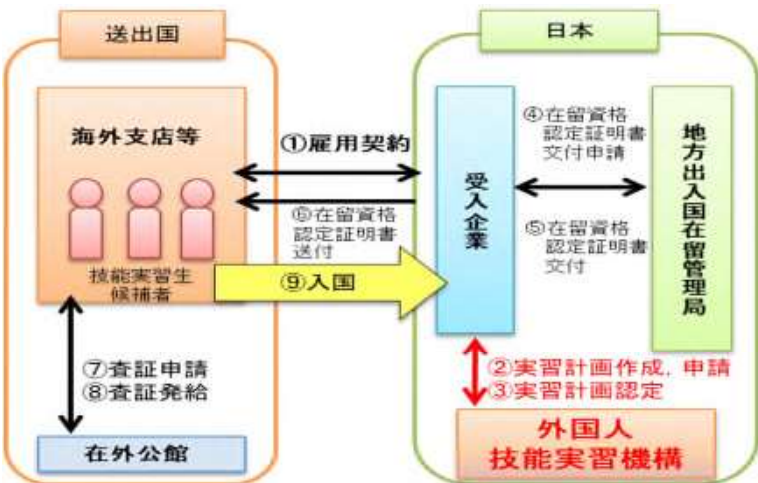
技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

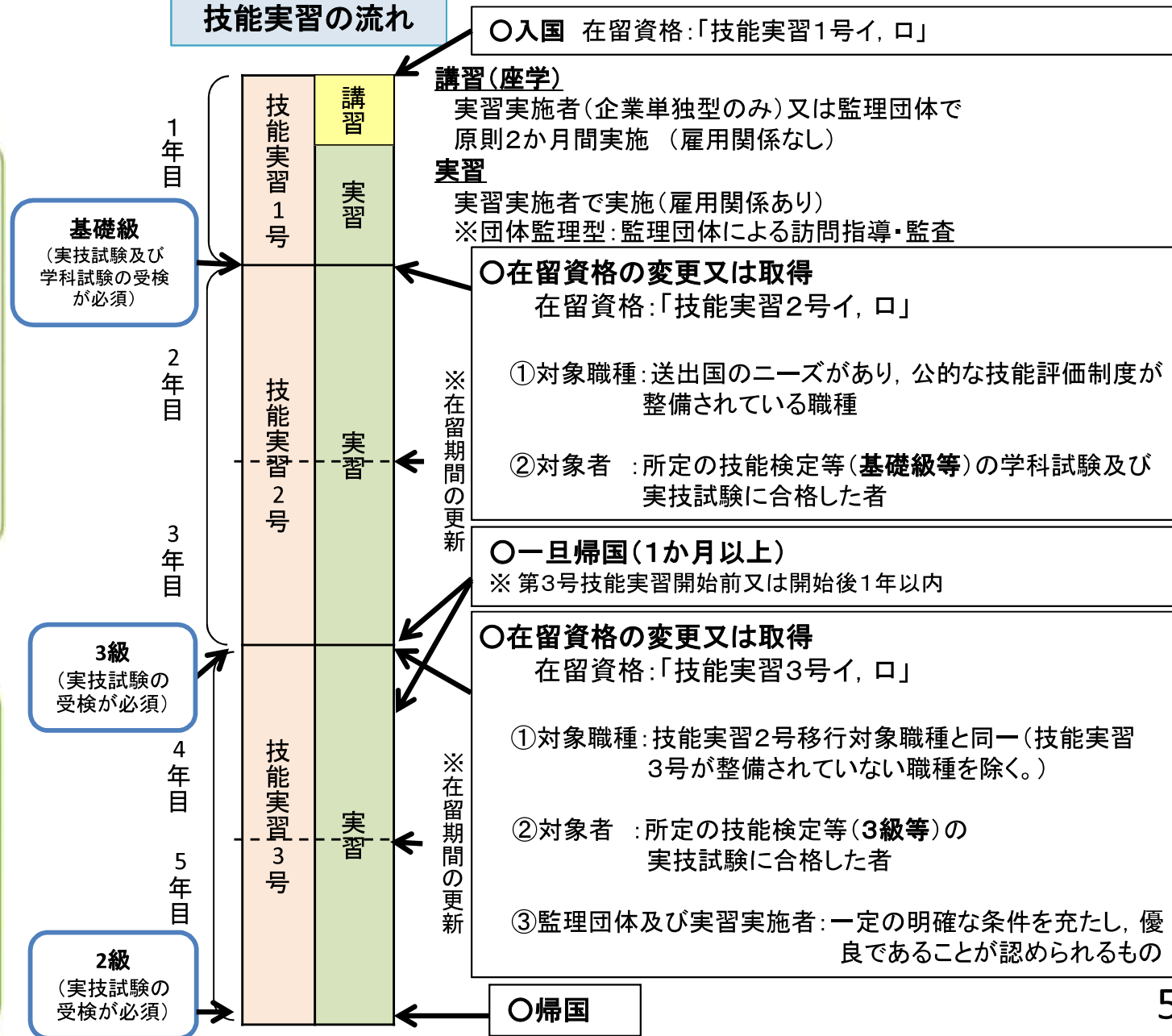


注・外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



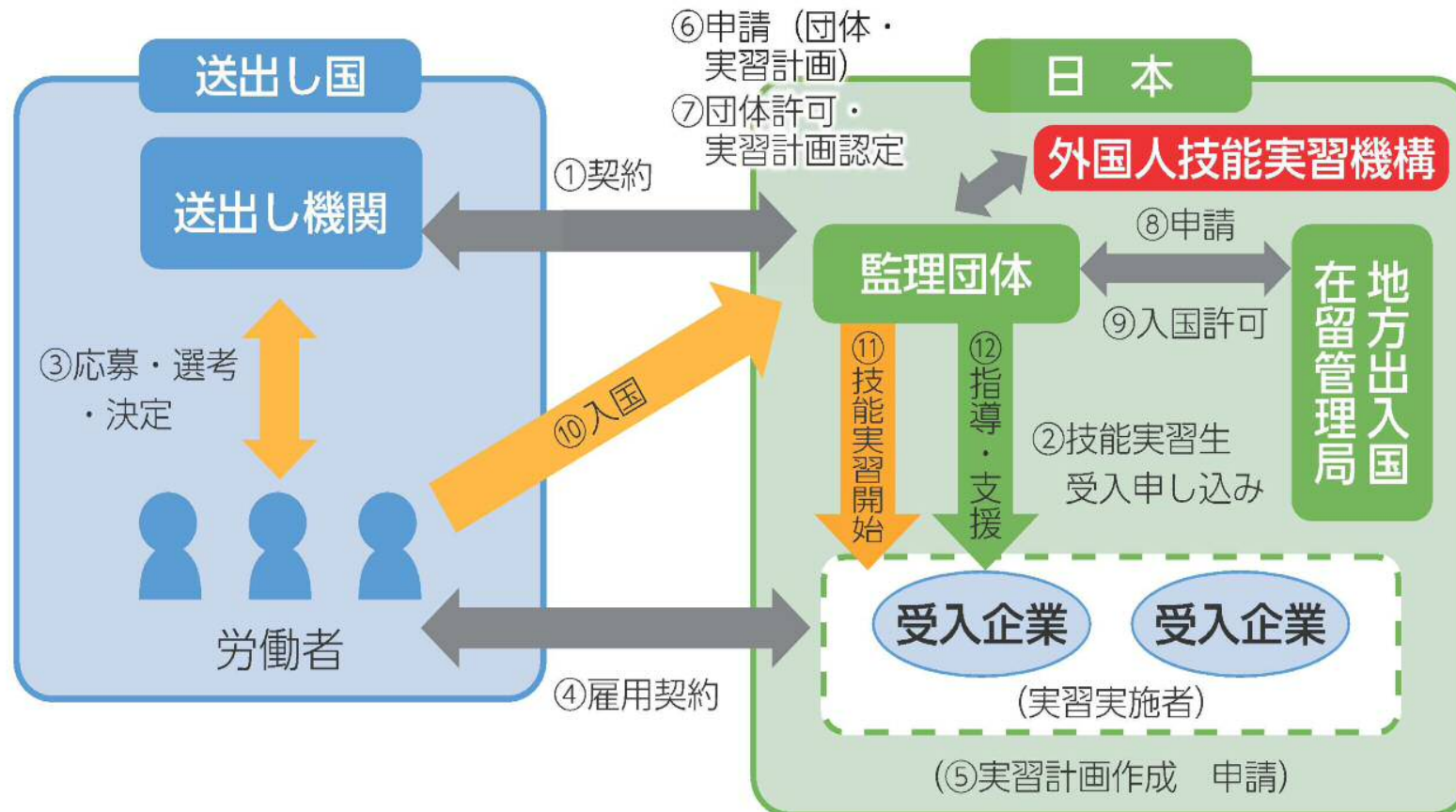
技能実習の流れ



【団体監理型】

非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可



技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（82職種150作業）

（令和2年10月21日時点）

1 農業関係（2職種6作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	樺受網漁業△
	養殖業●

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘削
	締固め
築炉	築炉

4 食品製造関係（11職種18作業）

職種名	作業名	
缶詰巻締●	缶詰巻締	
	食鳥処理加工●	食鳥処理加工
	加熱性水産加工	節類製造
	食品製造業●	加熱乾製品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	調味加工品製造	
	くん製品製造	
	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
	調理加工品製造	
水産練り製品製造	生食用加工品製造	
	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業●	そう菜加工	
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造	

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転●△	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●△	合ねん糸工程
	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係（15職種29作業）

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マニシングセンタ

6 機械・金属関係（続き）

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
	機械検査
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他（16職種29作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製本	製本
	プラスチック成形
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インブレーション成形
強化プラスチック成形	フロー成形
塗装	手積み積層成形
	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
	紙器・段ボール箱製造
印刷箱打抜き	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
段ボール箱製造	段ボール箱製造
	機械ろくろ成形
陶磁器工業製品製造●	圧力鋳込み成形
	ハッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理

○ 社内検定型の職種・作業（1職種3作業）

職種名	作業名
空港ランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

（注1）●の職種：技能実習評価試験に係る職種

（注2）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

報道・広報

[ホーム](#) > [報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 建設分野の技能実習生に受入人数枠 建設キャリアアップシステム登録も義務化へ
～失踪抑制に向け、技能実習等の基準を強化～

建設分野の技能実習生に受入人数枠 建設キャリアアップシステム登録も義務化へ ～失踪抑制に向け、技能実習等の基準を強化～

令和元年7月5日

国土交通省は、建設分野の技能実習生の受入れに当たり、受入人数枠の設定や、建設キャリアアップシステムへの登録等を義務化する内容の告示※を7月5日に制定・公布し、令和2年1月より施行します。

※「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」(令和元年国土交通省告示第269号)

1. 背景

- 外国人技能実習生のうち、建設分野は失踪者数が分野別で最多であり、実効性ある対策が急務。失踪要因は、報酬の変動や、就労場所が変わり就労管理が難しいなど。
- 4月から、改正入管法による新たな在留資格(特定技能)の運用が開始されたことを受け、技能実習制度・外国人建設就労者受入事業においても新制度との整合性を図りながら、適正な運用を図る必要。

2. 概要とスケジュール

建設分野の技能実習計画の認定に当たり、以下の基準を追加し、外国人技能実習機構において審査することとする。なお、施行日以降新規に受け入れる外国人技能実習生に対して適用され、既に受け入れている実習生は、経過措置により本基準の適用外となる。

(1) 技能実習を行わせる体制の基準(令和2年1月1日施行)

- ・ 申請者が建設業法第3条の許可を受けていること
- ・ 申請者が建設キャリアアップシステムに登録していること
- ・ 技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること

(2) 技能実習生の待遇の基準(令和2年1月1日施行)

- ・ 技能実習生に対し、報酬を安定的に支払うこと

(3) 技能実習生の数(令和4年4月1日施行)※

- ・ 技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと(優良な実習実施者・監理団体は免除)

※優良な実習実施者以外の団体監理型技能実習で常勤職員数が9人未満(1~8人)の場合、現行は最大9名の技能実習生を受け入れることが可能ですが、告示施行後は、常勤職員数までしか受け入れられないこととなります。

* 外国人建設就労者受入事業についても、「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示」(令和元年国土交通省告示第268号)により、同様の措置を講じる。

各制度については、以下のURLをご覧ください。

<建設分野における技能実習制度>

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000119.html

<建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置(外国人建設就労者受入事業)>

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000084.html

添付資料

技能実習生の受入れ枠（団体監理型）

実習実施者の 常勤職員総数	団体監理型基本型			一般監理型かつ優良実習実施者		
	第1号	第2号	第3号	第1号	第2号	第3号
301人以上	常勤職員総数 ×1/20人	常勤職員総数 ×1/10人		常勤職員総数 ×1/10人	常勤職員総数 ×1/5人	常勤職員総数 ×1/3人
201人以上300人以下	15人	30人		30人	60人	90人
101人以上200人以下	10人	20人		20人	40人	60人
51人以上100人以下	6人	12人		12人	24人	36人
41人以上50人以下	5人	10人		10人	20人	30人
31人以上40人以下	4人	8人		8人	16人	24人
30人以下	3人 ※2	6人 ※2		6人	12人	18人

※1 常勤職員とは、週30時間以上の勤務者（＝社会保険加入者）であり、技能実習生を含まない。

※2 建設分野では優良な実習実施者以外の団体監理型技能実習で常勤職員数が9人未満（1～8人）の場合、現行は最大9名の技能実習者を受け入れることが可能だが、告示施行後は、常勤職員数までしか受け入れられない。

実習実施者の責務

実習実施者は、技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、環境整備に努めて、国・地方公共団体の施策に協力しなければなりません。また、国・地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

技能実習生の待遇に関する要件

■技能実習生に対する報酬の額については、技能実習生であるという理由で不当に低くなるということがあってはなりません。同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合には、技能実習生の任される職務内容や技能実習生の職務に対する責任の程度が当該日本人労働者と同等であることを説明した上で、当該日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であることを説明する必要があります。

■実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。

■実習実施者又は監理団体は、第1号技能実習生が入国後講習を受講する期間において、講習に専念できるよう期間中の技能実習生の待遇を確保することが求められます。

■監理団体の監理費として徴収される費用については、直接的にも、間接的にも、技能実習生に負担させてはなりません。

■食費、居住費、水道・光熱費など技能実習生が定期的に負担する費用については、技能実習生との間で合意がされている必要があります。また、その費用が実費に相当する等適正な額でなければなりません。

実習実施者の受入体制に関する要件

■技能実習責任者

- ① 実習実施者又はその常勤の役員若しくは職員である者
 - ② 自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にある者
 - ③ 過去3年以内に技能実習責任者に対する講習（主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習）を修了した者
- ※ ③については、経過措置は令和2年3月31日に終了しました。これによりすべての技能実習責任者は③の条件を満たす必要があります。
- ④技能実習責任者の欠格事由（法令違反等）に該当しない者
- 担当業務：技能実習計画の作成、技能等の評価、各機関への届出、帳簿書類の作成保管、統括管理

■技能実習指導員

- ① 実習実施者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者
 - ② 修得等をさせようとする技能等について五年以上の経験を有する者
 - ③技能実習指導員の欠格事由（法令違反等）に該当しない者
- 担当業務：技能実習の指導

■生活指導員

- ①技能実習生の生活の指導を担当するために、実習実施者又はその常勤の役職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者
 - ②生活指導員の欠格事由（法令違反等）に該当しない者
- 担当業務：技能実習の生活指導

※技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員は、各々に求められる要件を備えた上であれば、兼務することは可能

技能実習計画の認定

実習実施者は、受け入れようとする技能実習生ごとに技能実習計画を作成（団体監理型の場合には、監理団体の指導に基づいて作成）し、機構から認定を受ける必要があります。この認定申請は、認定基準を満たすことを証明する添付資料等を添えて、機構の地方事務所・支所の認定課に申請しなければなりません。

技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧

1	申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿	17	技能実習生の報酬に関する説明書	33	直近2年度の納税申告書の写し
2	技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表(本表)	18	技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書	34	技能実習責任者の履歴書
3	技能実習計画認定申請書	19	技能実習生の申告書	35	技能実習責任者の常勤性が確認できる書類 (健康保険等の被保険者証などの写し)
4	技能実習計画	20	技能実習の準備に開し本国内で支払った費用の明細書	36	技能実習責任者の就任承諾書及び誓約書 (団体監理型技能実習)の写し
5	入国後講習実施予定表	21	技能実習生の推薦状	37	技能実習指導員の履歴書
6	実習実施予定表	22	同種業務従事経験等証明書(団体監理型技能実習)	38	技能実習指導員の常勤性が確認できる書類 (健康保険等の被保険者証などの写し)
7	実習実施予定表(1年目)	23	団体監理型技能実習生と取次送出機関との間の技能実習に係る契約書の写し	39	技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書 (団体監理型技能実習)の写し
8	実習実施予定表(2年目)	24	前段階の技能実習計画において目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験の合格又は一部合格を証する書類の写し	40	生活指導員の履歴書
9	欠格事由非該当の誓約	25	申請者の概要書	41	生活指導員の常勤性が確認できる書類 (健康保険等の被保険者証などの写し)
10	申請者の誓約書	26	【申請者が法人の場合】 登記事項証明書	42	生活指導員の就任承諾書及び誓約書 (団体監理型技能実習)の写し
11	技能実習生の旅券その他の身分を証する書類の写し	27	直近2事業年度の貸借対照表の写し	43	宿泊施設の適正についての確認書
12	技能実習生の履歴書	28	直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し	44	徴収費用の説明書
13	外国の所属機関による証明書(団体監理型技能実習)	29	直近2事業年度の法人税の確定申告書の写し	45	技能実習を行わせる理由書
14	技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書	30	直近2事業年度の法人税の納税証明書	46	技能実習生の名簿
15	技能実習のための雇用契約書の写し	31	役員の住民票の写し(役所から交付されるものが「住民票の写し」ですので、改めてコピーを取るのではなく役所から交付されたものを提出して下さい)	47	監理団体と実習実施者の間の実習監理に係る契約書又はこれに代わる書類の写し
16	雇用条件書の写し	32	【申請者が個人事業主の場合】 申請者の住民票の写し		

監理団体一覧（一般監理事業）（令和2年11月11日現在）

職種等の掲載項目について、変更届が出されているにもかかわらず、まだ反映されていない場合があります。手続きが終わり次第、順次反映させることとしておりますので、ご了承ください。

項番	監理団体名	住所	受入れ国 * 国別コード（別シート参照）	2号移行対象職種 * 職種コード（別シート参照）	介護職種の 有無
1156	イーネット協同組合	島根県出雲市中野町268-16	CHN, IDN, KHM, PHL, VNM	1-1, 1-2, 3-6, 4-4, 4-5, 4-6, 4-7, 4-8, 4-9, 5-6, 5-7, 5-8, 6-12, 7-6	
1157	協同組合イデア・インテンス	島根県出雲市塩冶町1711-11	CHN, KHM, VNM	3-7, 3-8, 3-12, 3-15, 3-17, 3-21, 4-6, 4-9, 5-6, 6-4, 7-4, 7-6	
1158	協同組合島根県企業交流センター	島根県出雲市塩冶有原町1-53-2	CHN, KHM, MMR	5-6, 6-13	
1159	協同組合ボナンザ	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1055	VNM	5-6, 5-7, 5-8	
1160	島根県スポーツウェア製販協同組合	島根県大田市大田町大田イ160-2	CHN, MMR, VNM	5-6	
1161	島根県繊維工業協同組合	島根県出雲市天神町664	CHN, VNM	3-5, 5-6	
1162	島根県中央アパレル協同組合	島根県雲南市掛合町掛合2012-18	CHN, VNM	4-4, 5-6, 5-7	
1163	スカイブルー協同組合	島根県浜田市原井町3050-3	CHN, IDN, VNM	1-1, 1-2, 2-2, 3-1, 3-2, 3-5, 3-6, 3-8, 3-10, 3-12, 3-13, 3-15, 3-16, 3-21, 4-3, 4-4, 4-5, 4-6, 4-7, 4-9, 5-6, 6-4, 6-5, 6-6, 6-13, 6-14, 7-2, 7-3, 7-4, 7-6, 7-7, 7-9, 7-12, 7-13	○
1164	西日本センイ軽工業協同組合	島根県江津市有福温泉町505-3	CHN	5-6	

監理団体一覧（特定監理事業）（令和2年11月11日現在）

職種等の掲載項目について、変更届が出されているにもかかわらず、まだ反映されていない場合があります。手続きが終わり次第、順次反映させることとしておりますので、ご了承ください。

項番	監理団体名	住所	受入れ国 * 国別コード（別シート参照）	2号移行対象職種 * 職種コード（別シート参照）	介護職種の 有無
1173	海士町漁業協同組合	島根県隠岐郡海士町大字福井776-17	IDN, PHL	2-1	
1174	漁業協同組合JFしまね	島根県松江市御手船場町575	IDN	2-1	
1175	島根中央産業振興協同組合	島根県浜田市港町285-2	CHN, KHM, VNM	4-3, 4-4, 4-9	
1176	浜田商工会議所	島根県浜田市殿町124-2	CHN, VNM	4-3, 4-4, 4-9	
1177	平田商工会議所	島根県出雲市平田町2280-1	CHN	6-1	

日本語

English

中文

Tiếng Việt

Tagalog

Bahasa Indonesia

ภาษาไทย

ភាសាខ្មែរ

မြန်မာဘာသာ

Монголхэл

OTIT 外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

技能実習制度による人材育成を通じた
国際協力を推進します

ENHANCED BY Google

東京事務所及び本部港南事務所が移転しました・東京事務所地図（2020年1月6日（月）～）・本部港南事務所地図（2019年12月23日（月）～）（LOOP-X行きシャトルバス）

📍 制度のあらまし

📍 監理団体の皆様へ

📍 実習実施者の皆様へ

📍 ぎのうじっしゅうせい
のみなさまへ
技能実習生の皆様へ📍 外国人技能実習
機構について📍 お問い合わせ先
のご案内

ぼこくごそうだん

母国語相談

- ▶ 母语咨询（中国語）
- ▶ Tư vấn bằng ngôn ngữ bản địa（ベトナム語）
- ▶ Serbisyo ng pagpapayo sa sariling wika（フィリピン語）
- ▶ Konsultasi dalam Bahasa Ibu（インドネシア語）
- ▶ ให้คำปรึกษาเป็นภาษาไทย（タイ語）
- ▶ Native Language Consultation（英語）
- ▶ ការពិគ្រោះយោបល់ជាភាសាជាតិ（カンボジア語）
- ▶ မိခင်ဘာသာစကားဖြင့် တိုင်ပင်ဆွေးနွေးခြင်း（ミャンマー語）

さいがい ※災害でおこまりの技能実習生は相談してください ぎのうじっしゅうせい そうだん

じっしゅうさきへんこうしえん

実習先変更支援

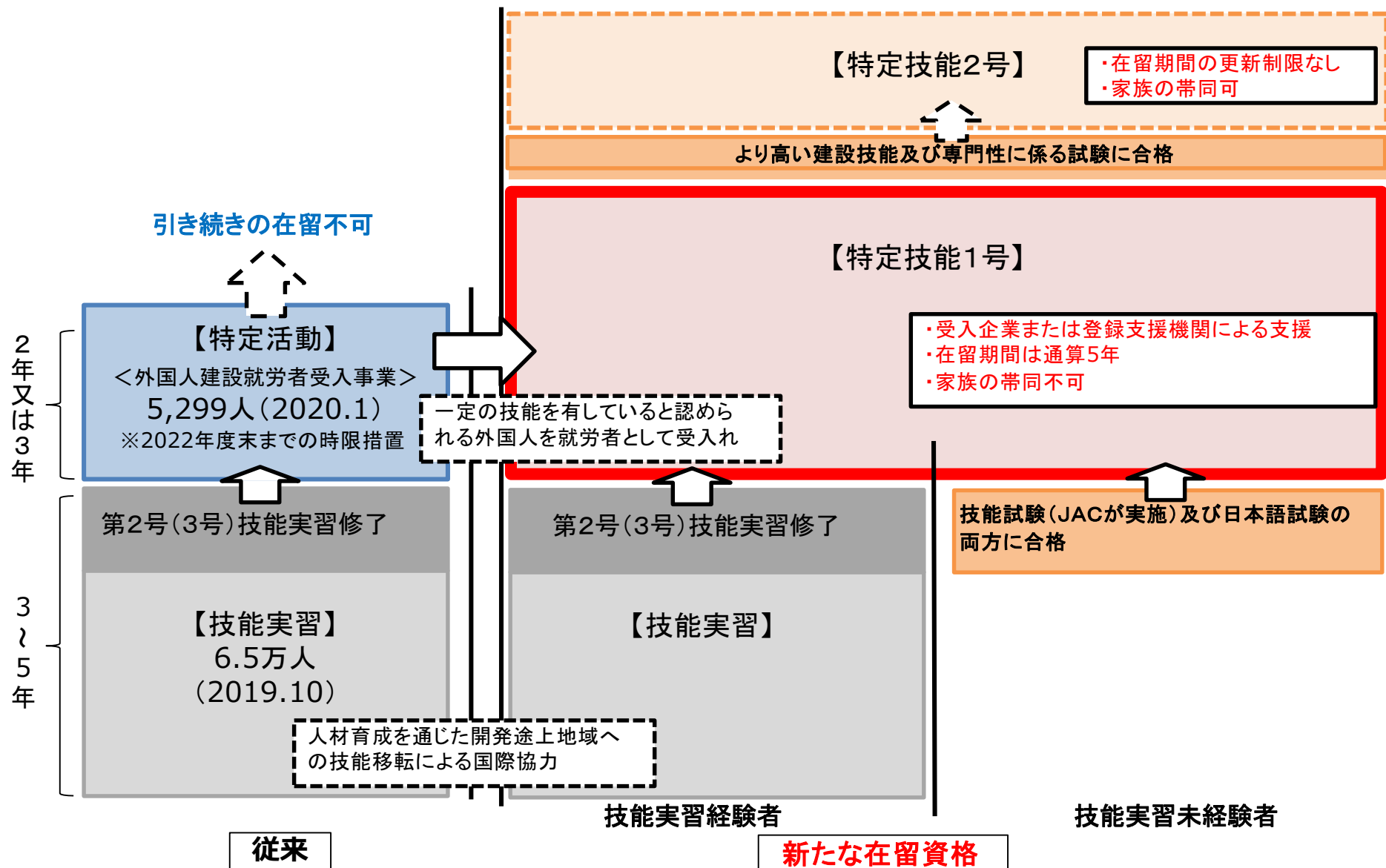
- ▶ 監理団体の皆様へ
- ▶ 実習先変更支援サイト登録のお願い
- ▶ 技能実習生の皆様へ（ぎのうじっしゅうせいのみなさまへ）

フォローアップ調査・オンライン調査

- ▶ 技能実習生回国后跟踪调查表
- ▶ Phiếu điều tra để hỗ trợ thực tập sinh kỹ năng sau khi về nước
- ▶ Survei Tindak Lanjut terhadap Peserta Magang yang telah Pulang ke Negeranya
- ▶ Follow-up survey para sa mga Umuwing Technical Intern Trainees
- ▶ แบบสอบถามติดตามผลผู้ฝึกอบรมด้านเทคนิคหลังกลับประเทศ

特 定 技 能

特定技能制度創設による外国人材キャリアパス(イメージ)



技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野（25職種38作業）

特定技能の受入対象分野「建設分野」（19業務区分）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
表装	壁装作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業
鉄工(※)	構造物鉄工作業
塗装(※)	建築塗装作業
	鋼橋塗装作業
溶接(※)	手溶接
	半自動溶接

技能実習から特定技能に移行可能な業務区分
建築板金（※2020年から追加）
建築大工（※2020年から追加）
型枠施工
鉄筋施工
とび（※2020年から追加）
屋根ふき
左官
配管（※2020年から追加）
保温保冷（※2020年から追加）
内装仕上げ／表装
コンクリート圧送
建設機械施工
特定技能において新たに設ける業務区分（技能実習がない業務区分）
トンネル推進工
土工
電気通信
鉄筋継手
吹付ウレタン断熱（※2020年から追加）
海洋土工（※2020年から追加）

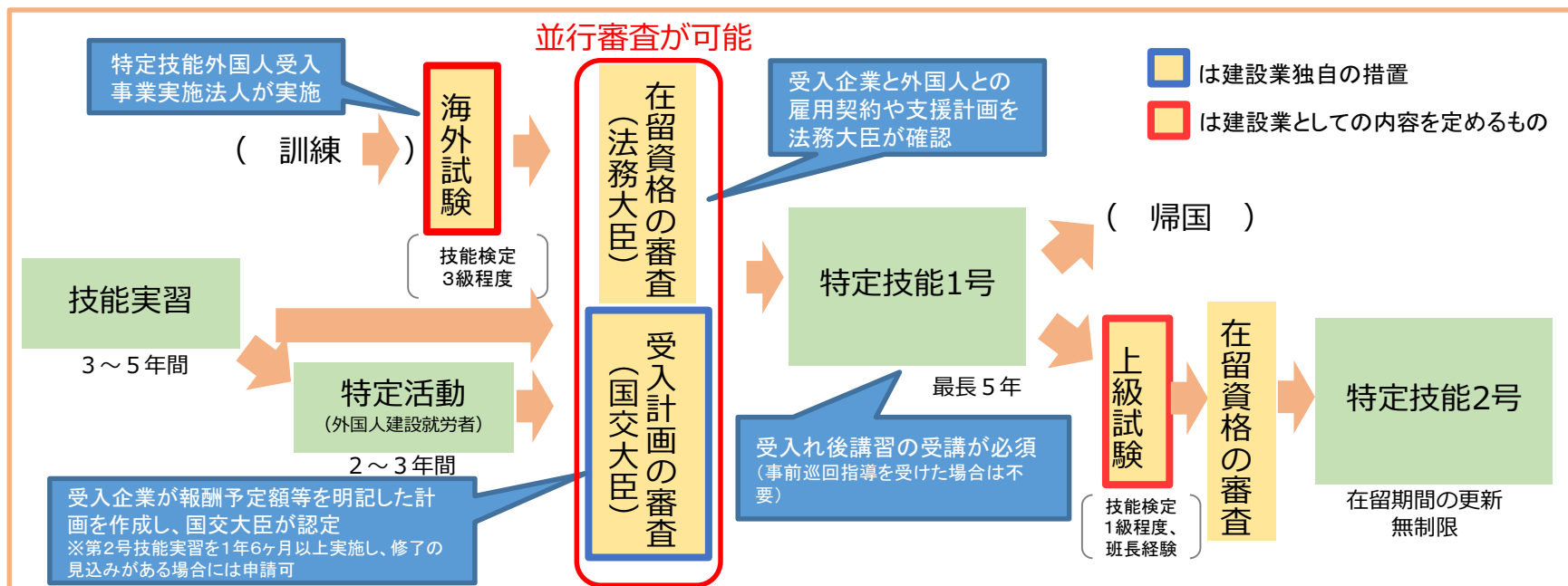
技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野25職種38作業のうち、13職種22作業が特定技能の受入対象となった

※建設業者が実習実施機関である場合に限る。移行者数は建設業者以外も含む。

国土交通省への受入計画の認定関係(建設分野)

○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の在留資格の審査と並行し、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める(具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定)
- 3) 受入計画の認定基準
 - ① 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ② 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ③ 特定技能外国人受入事業実施法人(JAC)への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ④ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ⑤ 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
 - ⑥ 1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
 - ⑦ 国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ等



特定技能外国人の在留資格取得までの主な流れ(イメージ)

ケース1：海外訓練＋試験

海外現地機関における募集

適性審査(技能)の実施
訓練(日本語・技能)の実施

日本語能力試験（N4以上）、技能試験の実施

特定技能雇用契約の締結

建設特定技能受入計画の認定（国土交通省）

入国審査・在留資格の取得（法務省）

ケース2：試験のみ

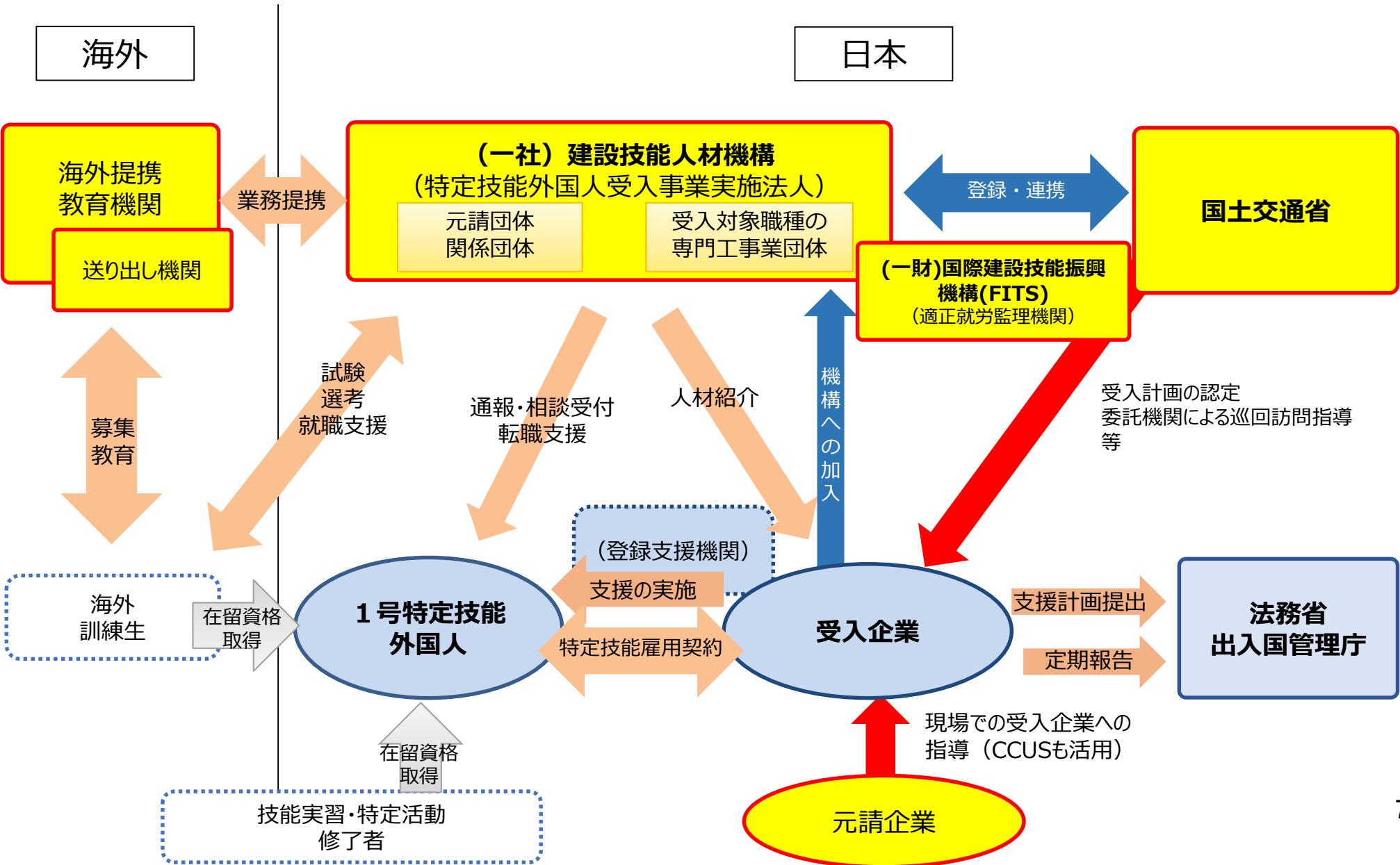
※人材募集や日本語・技能
訓練等を受入企業が実施
するケース

ケース3：試験なし

※技能実習・建設就労からの
移行者のケース

在留資格変更（法務省）

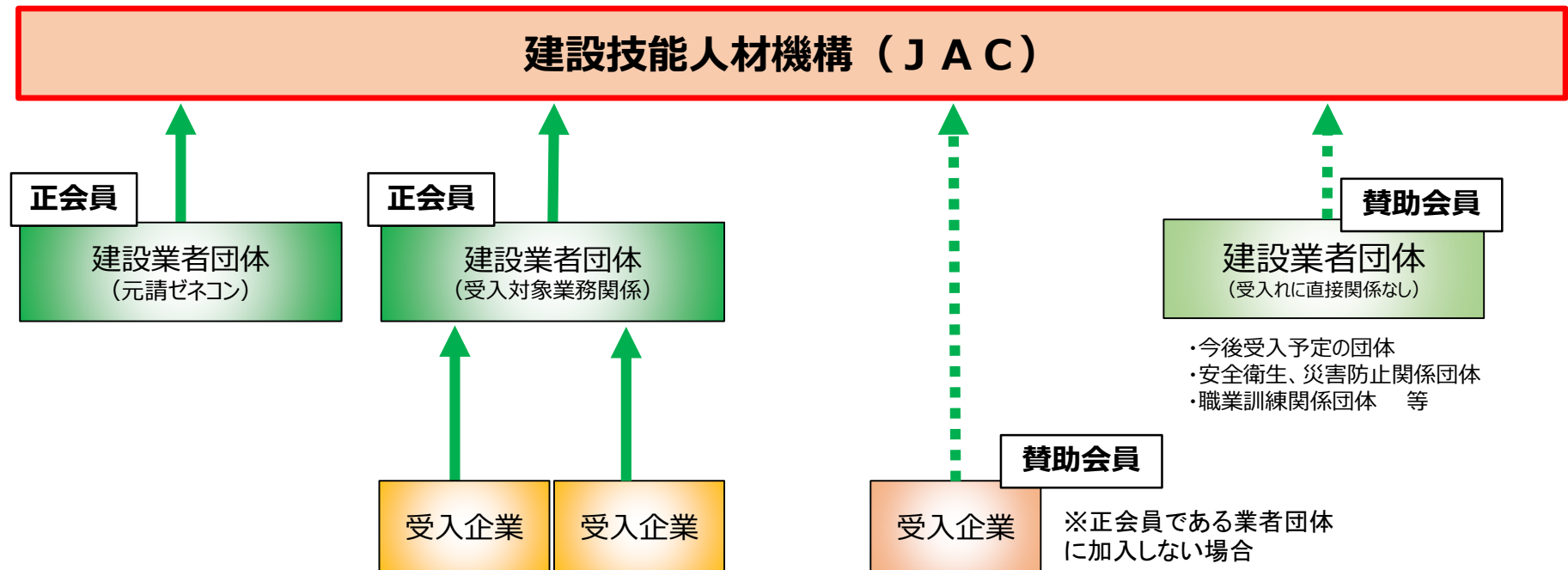
機構と関係機関との業務連携イメージ(建設分野)



- 特定技能外国人の受入企業は、**特定技能外国人受入事業実施法人に加入する必要**があるほか、**任意で登録支援機関に委託**して各種支援を受けることが可能

	建設技能人材機構 ＜建設分野独自＞	登録支援機関 ＜全分野共通＞
要加入 可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構に直接又は間接的に加入する必要 (加入義務) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入企業が個別に登録支援機関と委託契約 (任意委託)
特定技能外国人 に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国後研修の実施 ・ 求職求人マッチングによる就職・転職支援 ・ 母国語相談窓口による相談対応、助言指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国前の生活ガイダンスの提供 ・ 入国時の空港等への出迎え ・ 住宅確保に向けた支援 ・ 在留中の生活オリエンテーションの実施（預貯金口座開設、携帯電話契約に係る支援等） ・ 生活のための日本語習得の支援 ・ 各種行政手続についての支援 ・ 外国人と日本人の交流促進支援 ・ 帰国時の空港等への見送り
受入企業に 対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業求人情報の現地機関への情報提供（特定技能外国人のあっせん） ・ 巡回訪問、指導・助言の実施 	
費用 負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構が定める費用の支払いが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録支援機関が定める委託料の支払いが必要

- J A Cは、**正会員（議決権あり）**と**賛助会員（議決権なし）**により構成
- 特定技能外国人を受け入れるに当たり、受入企業は、**J A Cの正会員である建設業者団体の会員**となるか、**J A Cの賛助会員**となることが必要（いずれになるかは**選択可**）



建設業者団体は、以下のいずれかの形で J A C に加入

- ・ 特定技能外国人の受入に直接関係あり → **正会員**
- ・ 特定技能外国人の受入に直接関係なし → **賛助会員**

受入企業は、以下のいずれか形で J A C に加入 (**選択可**)

- ・ 正会員である建設業者団体の会員
- ・ J A C の賛助会員

建設技能人材機構の会費・受入負担金

1. 会費

会費	年額	備考
正会員	36万円	機構の正会員（39建設業者団体）
賛助会員	24万円	一社1団体、建設企業 420社

正会員（39建設業者団体）
（一社）日本建設業連合会 （一社）全国建設業協会
（一社）日本道路建設業協会 （一社）全国中小建設業協会
（一社）日本電設工業協会 （一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会
<https://jac-skill.or.jp/>
（他33建設業者団体）：和2年6月4日現在）
（一社）日本建設機械施工協会 建設企業 420社
（令和2年11月6日現在）

※1 機構の正会員である建設業者団体の会員となるか、機構の賛助会員になるかは選択可能

※2 受入れ企業が正会員（39団体）の傘下にあるかどうかは各団体に確認のこと

※3 受入れ企業は、正会員である建設業者団体の会費と機構の賛助会員になった場合の会費（24万円）とを比較検討すること。一般的には建設業者団体の会費の方が安価である場合が多い。

2. 受入れ負担金

受け入れる1号特定技能外国人の数に応じて、機構に毎月払う負担金

受入対象	受入負担金の額
機構が業務提携する海外現地機関において教育訓練を受けた試験合格者を受け入れる場合	30万円／人・年 月額2.5万円
受入れ企業が独自に教育訓練を行った試験合格者を受け入れる場合	18万円／人・年 月額1.5万円
技能実習・外国人建設就労から試験免除で受け入れる場合	15万円／人・年 月額1.25万円

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの
- また、労務単価の引き上げや社会保険加入の徹底といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに加速させるもの
- 平成31年4月より「本運用」を開始。初年度で100万人、5年で全ての技能者の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営主体
(一財)建設業振興基金

技能者情報等の登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

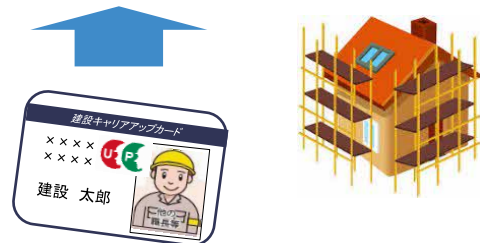
【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況等

【現場情報】

- ・現場名
- ・工事の内容
- ・施工体制 等

カードの交付・現場での読取



就業履歴を蓄積

技能者の経験の見える化・能力評価

評価基準に合わせてカードを色分け



現場管理のIT化・書類削減

見積り・請求のエビデンスとしての活用

施工実績DB・ビッグデータとしての活用



特定技能雇用ルート別在留外国人数

	総数	試験ルート	技能実習ルート	検定ルート	介護福祉士養成施設修了ルート	EPA外語福祉士候補者ルート
全体	5,950	855	5,044	1	0	50
介護	170	120	※1		0	50
ビルクリーニング	84	25	59			
素形材産業	537	0	537			
産業機械製造業	581	0	581			
電気・電子情報関連産業	268	0	268			
建設	374	0	374			
造船・船用工業	175	0	175			
自動車整備	54	0	53	1		
航空	2	2	※2			
宿泊	39	39	※3			
農業	930	2	928			
漁業	55	0	55			
飲食料品製造業	2,094	60	2,034			
外食業	607	607	※4			

検定ルート：技能評価試験又は技能検定3級合格

※1：平成29年11月に技能実習の対象職種に追加

※2：平成30年12月に技能実習の対象職種に追加 特定技能の航空機整備は技能実習の対象職種ではない。

※3：令和2年2月に技能実習の対象職種に追加

※4：平成30年12月に技能実習の対象職種に追加

：網掛け部分は非該当

外国人技能実習生受入れを成功させるためのコツ

実習生への賃金未払いや長時間労働など、外国人技能実習制度の活用には、運用側である企業に、制度に対しての理解と適切な活用方法を求められています。そのためには実習生が長く安心して働けるような仕組みが必要です。

1. 早期定着と継続的雇用のカギは、違いを受入れること

- 言葉の違い、文化や風習、宗教の違い、そして価値観の違いといったものが、採用される側とする側が最も感じる「壁」
- 外国人労働者を採用する企業は、彼らの国の風習、宗教、習慣などを理解し組織を対応させていく
- 日本語を学ぶ機会を増やしたり、外国人にわかりやすい日本語（やさしい日本語）で話すなど、言葉の壁を低くする

2. 定着率向上には公私にわたるサポートが必要

- 技能実習生が業務と日常生活に慣れるためのサポートが必要
- 職場の環境を整備するだけでなく、生活面での精神的なサポートが必要

3. 戦力化のカギは最初の3年間

- 特定技能1号には技能実習生として3年の実習経験があれば無試験で移行できるので、その後のキャリア形成を考えるならば、より高度な役割をになうためにこの3年間で技能の習得と日本語能力を伸ばせるかがカギ
- 技能実習、特定技能1号、高度人材の組み合わせによる長期的な人材確保プランを考慮する

株式会社府中テンパール

【所在地】中国地方 【従業員数】170人 【分野】産業機械製造業

外国人の受入状況：2020年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、2名を受入れ中。
- 技能実習生が24名（国籍はベトナム、カンボジア）。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 国籍問わず、また在留資格を問わず人材が財産だと考えており、個々の成長を願い、技能実習生の受入れを継続してきた。
- 単純業務でもなく、極めて高い技術やスキルがなければできない業務でもないような、中間技能の業務を担える人材が不足。技能実習を当社で3年間経験し、関係性も築けている技能実習生を特定技能1号として再度受け入れたいという思いを持っていた。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 自社で技能実習2号修了者を採用（一度帰国した後に再来日）。技能実習修了者の中から特に即戦力として期待したい人材について、特定技能1号への在留資格変更を行った。
- また、技能実習受入れ時点で、必ず社長が現地で面接を実施。受入れを決めた実習生には、働くことを通して社会に貢献する喜びや、これまで育ててくれた親への感謝を実感してもらうため、ベトナム現地の孤児院に行くことにしている。
- 特定技能1号として受け入れるにあたっては、本人の保護者にも会いに行き、お子さんがこれからさらに最長5年間、日本で働くことについての意思確認と同意の場を持つようにしている。
- 登録支援機関は利用していない。20年弱の技能実習生の受入れ経験から、外国人受入れに係るノウハウが相当蓄積しているためである。

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 地域の清掃活動や、お祭りへの参加、社内イベントの企画・運営等、企業内外の活動にも積極的に関わってもらっている。特に、少子高齢化により地域のお祭りが存続危機になっていたが、町内会から相談を受け、9年前から実習生たちが参加し、盛り上げている。
- 日本語能力向上のため、毎年7月と12月に実施される日本語能力試験を受験する技能実習生、特定技能外国人を対象に、試験の3カ月前から、N2・N3にクラス分けをして、週2～3回の日本語勉強会を開催している（周辺の他社に在籍する技能実習生等も参加）。
- 日本人職員と同様、給与の支払い時には、明細と一緒に、社長から労いの気持ちを書いたメッセージを日本語、母国語で添えて、お礼を伝えている。



お祭りへの参加



社内での日本語勉強会



メッセージ付の給与明細

▶ 特定技能外国人 本人の声

- 日本に来たころは苦勞ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。
- 日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。

受入企業の紹介

- ・本社所在地：千葉県
- ・許可業種：建築工事業、内装仕上工事業

受入企業の取組み, 工夫

- ✓ 日本の文化や歴史に興味を持てるよう、地域で開催されるお祭りへ参加。（世界遺産・富岡製糸場の観光なども実施）
- ✓ 毎年社内旅行を実施し日本の風土を体感してもらう。
- ✓ 能力に応じ指導を受ける側からする側へ移行していくことで作業工程を熟知させる。
- ✓ 今後、職長教育、キャリアアップシステムゴールドカードのレベルに相当する技能教育を施す。

活躍の様子

- ✓ 技能検定1級取得により、現場からの信頼も厚い。1級技能士を目指そうとする後輩も増え、社内の技術力アップにつながっている。
- ✓ 熟練工に匹敵する技術をもち、受入れ中の技能実習生、建設就労者のお手本となっている。



就労者の紹介

- ・中国人男性
- ・職種：内装仕上げ

本人の声

- ✓ 初めて技能実習生として日本に来た時は、仕事も生活も覚えることが多くで大変だった。
- ✓ 再入国してからは日本の風習、文化にも慣れてきてリラックスして生活ができるようになった。

受入先における給与体系のイメージ

・技能実習時（月額基本給）	12万円（2006年）
	↓
・外国人建設就労者時（月額基本給）	約20.3万円
	↓
・特定技能（月額基本給）	約24.3万円
※技能習熟等に応じた昇給、賞与あり	



JITCO

公益財団法人 国際人材協力機構
Japan International Trainee & Skilled Worker
Cooperation Organization

[Japanese](#) / [English](#) / [Chinese](#)



[賛助会員ログイン](#)

[JITCOサポート](#) > [賛助会員用ページ](#) > [採用情報](#) > [アクセス](#) > [お問い合わせ](#)

[Home](#)

[JITCOとは](#)

[外国人技能実習制度](#)

[在留資格「特定技能」](#)

[JITCOの支援サービス](#)

[技能実習生の活動](#)

[賛助会員のご案内](#)

JITCOは技能実習生や特定技能外国人等の
外国人材の受入れに係る制度の
総合支援機関です。

[詳しくはこちら >](#)

[技能実習に係る
新型コロナウイルス感染症関連情報](#) >

[当機構の法人名称変更のお知らせ](#) >

[養成講習](#) >

[「特定技能」の点検・取次サービス](#) >

[日本語作文コンクール](#) >

[JITCOの各種サービスのご利用はこちらから](#)

建設分野の

外国人材受入れ ガイドブック2019

建設技能人材研究会 編著

**技能実習との違い、外国人の待遇原則、
受入基準や手続を詳説!!**

**受入建設企業、建設業団体、
登録支援機関すべての実務必携書!!**

新たな
在留資格による
外国人建設労働者の
受入れのすべてが
わかる!!

はじめに(抜粋)

日本は、現場で働く若年者層が減り続けています。

少子高齢化で生産年齢人口は減少の一途をたどっていますが、建設業ではこの傾向がより深刻です。

外国人を適正かつ円滑に受入れるため、建設分野での特定技能外国人の受入れに当たっては、出入国在留管理庁への在留資格申請の前に、受入れ企業は、受入計画を作成して国土交通省の認定を受け、認定後も認定計画の実施状況について国土交通省又は適正就労監視機関から確認を受けることが義務付けられました。受入計画の認定には、賃金等の処遇の水準、建設キャリアアップシステムへの事業者登録及び外国人の技能者登録、登録受入事業実施法人への加入などが要件となります。

本書は、特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れのための行政手続きのほか、受入企業の立場から成功する受入れのためのポイントをわかりやすく解説しています。

この特定技能外国人制度を有効に活用して、今後深刻化する人手不足の状況を乗り切り、引き続き地域の守り手としての建設業の役割を果たしていただければと思います。

A4判・並製・定価本体 1,600 円 (税別)・図書コード 3373

 大成出版社

目次(抜粋)

はじめに

1. 「特定技能」を大づかみに知る

- 1) 企業から見た「特定技能」創設の意義
- 2) 「特定技能」と「技能実習」の違い
 - ① 人手不足解消を目的とした即戦力人材の受入れであること
 - ② 優秀な外国人は期間制限なく在留可に
 - ③ 受入企業自身が直接採用できる仕組み
 - ④ 外国人の転職の自由度が向上
 - ⑤ 建設業界、建設業界による、建設業界のための受入事業実施法人の創設
 - ⑥ 外国人建設就労者受入事業も存続

2. 特定技能外国人に対する待遇の基本原則

- 1) 建設キャリアアップシステム活用により「同一技能同一賃金」の原則を徹底すること
- 2) 特定技能外国人と技能実習生の待遇は区別すること
- 3) 雇用契約の重要事項説明は雇用主自身が明確に説明すること
- 4) 社会保険加入は必須
- 5) 従事させる業務に必要な技能教育を計画的に行うこと

3. 建設分野特定技能外国人の受入れのための基礎知識

- 1) ベテラン職人の大量引退で今後ますます人手不足が顕著に
- 2) 5年後には少なくとも21万人の人手不足に
- 3) 制度に関する法令、文書の全体像を理解する
- 4) 特定技能外国人の雇い方を知る
～雇い方は4パターン～

4. 建設分野における特定技能外国人の対象業務と人材の基準

- 1) 特定技能外国人の対象業務
- 2) 特定技能外国人に求められる人材の基準
- 3) 技能実習等から特定技能へ移行するまでのつなぎの在留資格

5. 特定技能外国人の受入企業と雇用契約の基準

- 1) 特定技能雇用契約の適正な履行確保のための基準
- 2) 建設特定技能受入計画の認定

6. 特定技能外国人受入事業実施法人

- 1) 機構の設立趣旨
- 2) 機構が会員のために行う共同事業
- 3) 機構の構成員たる資格と加入方法
- 4) 会費及び受入負担金
- 5) 行動規範の策定及び遵守
- 6) 今後の機構の業務

7. 建設キャリアアップシステム

- 1) 趣旨
- 2) 特定技能外国人やその他の外国人への活用

8. 外国人建設就労者受入事業

- 1) 制度の趣旨
- 2) 認定要件
- 3) 制度推進事業実施機関の活動

9. 外国人技能実習制度における受け入れ基準の強化

- 1) 建設業法第3条許可の取得
- 2) 月給制等の採用
- 3) 建設キャリアアップシステムへの登録(事業者・技能者登録)
- 4) 技能実習生の受入れ人数枠の設定

Q&A

1. 職種、従事業務、試験について
2. 在留資格変更について
3. 建設特定技能受入計画について
4. 特定技能外国人受入事業実施法人について

参考資料編

- I. 建設分野における新たな外国人材の受入れ制度概要
- II. 建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
- III. 「建設分野における特定技能の在留資格

に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

IV. 建設特定技能受入計画の認定申請手続
建設特定技能受入計画・書類チェックシート
建設特定技能受入計画の認定申請様式の記載例

V. 国土交通省告示第三百五十七号
国土交通省告示第三百五十七号(本文)
国土交通大臣告示様式第1(第3条関係)
国土交通大臣告示様式第2(第3条関係)
国土交通大臣告示様式第3(第4条関係)

VI. 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

- 第1 特定技能外国人が従事する業務
- 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準
- 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準
- 第4 建設特定技能受入計画の認定
- 第5 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等
- 第6 上陸許可に係る基準

別表6-1～6-12
分野参考様式第6-1号(特定技能所属機関)
分野参考様式第6-2号(特定技能所属機関)
分野参考様式第6-3号(特定技能所属機関)
分野参考様式第6-4号(特定技能所属機関)
分野参考様式第6-5号(特定技能所属機関)
分野参考様式第6-6号(特定技能所属機関)
分野参考様式第6-6号(別紙)
分野参考様式第6-7号(特定技能所属機関)
VII. 特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範
VIII. 建設分野についての問い合わせ先
IX. 一般社団法人 建設技能人材機構 正会員一覧(2019.4現在)
X. 法務省による各種規定



<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

ホームページでもご注文いただけます。

本社 / 〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03(3321)4131 FAX.03(3325)1888

※お申し込み・お問い合わせ等は、最寄りの書店または上記まで。

VS1906

(キリトリ線)

注文 年 月 日

図書コード	書名	定価	数量
3373	建設分野の外国人材受入れガイドブック 2019	本体 1,600円(税別)	部
合 計(送料は実費となります。)		円	部

□□□-□□□□

住所

フリガナ

団体・会社名

部課名

担当者名

印

TEL

- -

購読区分

FAX

- -

E-mail

公用・私用

番線印

申
込
書

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の配送、ご請求書等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限り利用し、その目的以外での使用はいたしません。

外国人材雇用情報提供窓口

外国人材の雇用には、出入国管理制度、技能実習法、特定技能の在留資格に係る運用方針や要領等に基づく雇用管理等の正しい理解のもと適正に行うことが求められています。このため、島根県では、県内企業の皆さまに対する「外国人材雇用情報提供窓口」を2019年3月1日に開設しました。

【情報提供内容】

- ・ 出入国管理及び難民認定法、技能実習法、特定技能などの制度の内容
- ・ 外国人の採用や雇用管理の方法
- ・ 雇用した外国人に対して企業が行う各種支援の内容
- ・ 問い合わせ内容に応じた専門機関への取次ぎ **等**

「技能実習」、「特定技能」
どんな仕組みなのかな

外国人材を雇用したいけど...
どこに相談したらよいのだろう



島観連許諾第5545号

企業のみなさまのお問い合わせに応じて
情報提供いたします。
お気軽にお問い合わせください。

開所日時：月～金曜日（国民の祝日・休日・年末年始を除く）

9：00～17：00

☎0852-22-6634

E-mail : koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

島根県商工労働部雇用政策課 多様な就業推進室内

松江市殿町1番地 FAX:0852-22-6150

<https://www.pref.shimane.lg.jp/tayo-syugyo>

しまねの建設担い手確保・育成事業

○建設人材確保対策事業（随時募集中）

- ・対象
高齢者・障がい者・**外国人**（在留資格が技術・人文知識・国際業務、特定活動及び特定技能である者）の雇用により人材を確保するために行う、調査、研修会等の実施、研修会への派遣等の取組
- ・補助対象経費
会議費、研修会等参加費、調査・研究等委託費、消耗品費、**建設特定技能受入計画作成費、在留資格申請費、人材紹介費、通訳費**等
- ・補助率：1／2以内 ・補助上限額：20万円